

新型コロナウイルス感染症への対応(案)

令和 3 年 9 月

北海道

目 次

はじめに.....	1
1. これまでの主な動き.....	2
2. 道の対策	7
3. 道民への情報発信	9
4. 検査体制の状況	14
5. 医療提供体制の状況	16
6. ワクチンの接種状況	17
7. 休業要請及び営業時間短縮等の協力要請...	20
8. 生活困窮者対策	25
9. 今後の対応方向	27

はじめに

本資料は、各分野の専門家や関係団体の方々に構成される「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」の議論等を踏まえ、道がこれまで実施してきた新型コロナウイルス感染症に係る一連の対応に関する取組について振り返り、今後に向けた対応の方向性について取りまとめたもの。

新型コロナウイルス感染症への対応は現在も続いており、道としては、7月26日の第8回会議以降、いただいたご意見について、対策に反映すべきものは速やかに反映しているところであり、今後、この対応方向を踏まえるとともに、さらにウイルスの変異やワクチン、治療法など感染症を取り巻く状況の変化に応じて、より実効性の高い対策の推進に努める。

なお、今回の有識者会議では、令和3年1月以降、特に感染が拡大した3月下旬から7月中旬までの対応状況を中心に議論を行った。

【北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議】

- 目的：新型コロナウイルス感染症対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する会議を設置（2020年(令和2年)7月22日設置）。
- 構成員：石井 吉春（北海道大学公共政策大学院 客員教授 ※座長）
加藤 敏彦（北海道老人福祉施設協議会 副会長）
柴田 達夫（北海道町村会 常務理事）
柴田 倫宏（北海道農業協同組合中央会 専務理事）
瀬尾 英生（北海道経済連合会 専務理事）
高橋 聡（札幌医科大学感染制御臨床検査医学講座 教授）
田端 綾子（ラベンダー法律事務所 弁護士）
坪田 伸一（日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長）
出井 浩義（北海道市長会 事務局長）
水上 丈実（北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 教授）
三戸 和昭（北海道医師会 常任理事）

○開催経過

	日時	実施方法	議事
第8回	7月26日(月) 17:45～19:45	オンライン	(1)議論のポイント (2)新型コロナウイルス感染症への対応状況について
第9回	8月24日(火) 18:00～20:00	オンライン	(1)主な論点と対応の考え方について
第10回	9月8日(水) 18:00～20:00	オンライン	(1)新型コロナウイルス感染症への対応について

1. これまでの主な動き

R3年 1月7日	<p>国が緊急事態宣言を発令(1/8~2/7) 実施区域: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</p> <p>➤ 集中対策期間における要請の追加 ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来自粛要請</p>
1月13日	<p>国が緊急事態宣言の区域を変更(1/14~) 実施区域: 栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</p>
1月14日	<p>➤ 集中対策期間の延長(1/16~2/15) ・札幌市内全域の接待を伴う飲食店に加えて、すすきの地区の飲食店等に時短(22時まで)等を要請</p>
1月28日	<p>➤ 集中対策期間における要請の追加 ・感染リスクを回避できない場合、小樽市内において不要不急の外出、往来自粛要請(1/28~2/15)</p>
2月2日	<p>国が緊急事態宣言の期間延長及び区域を変更(2/8~3/7) 実施区域: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</p>
	<p>改正新型インフルエンザ等対策特別措置法等が施行 ・「まん延防止等重点措置」の創設 ・時短等の命令に違反した場合の過料を規定 等</p>
2月13日	<p>➤ 集中対策期間の延長(2/16~国内で緊急事態宣言が発令されている間) ※結果的に3/7をもって終了</p> <p>・感染リスクを回避できない場合、 札幌市内及び小樽市内において、不要不急の外出、往来自粛要請(~28日) ・札幌市内全域の飲食店等に時短(22時まで)を要請(~28日)</p>

2月19日	➤ 道内の医療従事者へのワクチン接種開始
2月26日	<p>国が緊急事態宣言の区域を変更(3/1~) 実施区域: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</p>
3月5日	<p>国が緊急事態宣言の期間を延長(3/8~3/21) 実施区域: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</p> <p>➤ 感染の再拡大防止に向けた取組(3/8~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止行動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大地域への訪問は慎重に検討、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛要請 ・黙食の実践、テレワークや時差出勤の推進 ○年度末、年度初めにおける感染防止行動の徹底 ○「まん延防止等重点措置」を国へ要請する目安を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・全道の新規感染者数が、道の警戒ステージ4の目安である10万人あたり15人/週を超えるおそれがあり、地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがある場合)
3月21日	国が緊急事態宣言を終了
3月26日	<p>➤ 感染再拡大防止に向けた取組の追加(3/27~4/16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○札幌市内において、道の警戒ステージ4相当の強い措置の協力要請(3/27~4/16) ・感染リスクを回避できない場合、札幌市内における不要不急の外出、往来自粛要請 ・「感染の再拡大防止に向けて」による感染防止行動の実践を要請
4月1日	<p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示(4/5~) 対象区域: 宮城県、大阪府、兵庫県</p>

4月2日	<p>➤ 感染の再拡大防止に向けた取組の追加(4/5～) ・「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされた府県との不要不急の往来自粛を要請</p> <p>➤ 「新しい旅のスタイル」(モデル事業)の開始(※札幌市は当面延期) ・実施期間:4/2(金)～4/30(金)</p>
4月9日	<p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(4/12～) 対象区域:宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県</p>
4月15日	<p>➤ 知事と札幌市長の共同メッセージを发出 ・札幌市内における不要不急の外出や往来自粛 ・基本的な感染防止行動の徹底 ・飲食の場面における感染リスクを低減する行動の実践</p> <p>➤ 知事と札幌市長との意見交換 ・4月17日以降の対策について協議</p> <p>➤ 感染の再拡大防止に向けた取組の追加(4/17～5/14) ○札幌市内において道の警戒ステージ4相当の強い措置を継続(4/17～5/14) ○全道でのゴールデンウィークにおける協力要請 ・「外出」「飲食」「職場」の「3つの場面」における感染防止行動の実践、大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは延期を検討する ・花見は混雑する場所は避け、宴会を控える</p>
4月16日	<p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(4/20～) 対象区域:宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県</p>

4月21日	<p>➤ 知事と札幌市長との意見交換 ・ゴールデンウィークに向け、より強い措置の必要性について認識を共有</p> <p>➤ 知事・札幌市長と経済団体との意見交換 ・テレワークの更なる普及推進、事業者・従業員の基本的な感染防止行動の徹底、札幌市内における不要不急の外出や往来自粛について協力を依頼</p>
4月23日	<p>国が緊急事態宣言を発令(4/25～5/11) 対象区域:東京都、京都府、大阪府、兵庫県</p> <p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(4/12～) 対象区域:宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県</p> <p>➤ 感染の再拡大防止に向けた取組の追加(4/24～) ○札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策の実施(4/24～5/11 ※札幌市内時短は4/27～) ・札幌市内において不要不急の外出、往来自粛要請 ・札幌市内全域の飲食店等に対し、時短(酒類提供20時、営業21時まで)を要請</p> <p>➤ 知事から札幌市を対象としたまん延防止等重点措置の国への要請に向けた検討を指示</p> <p>➤ 「子どもたちの命と学びを守る」共同宣言发出 (北海道、北海道教育委員会、道内教育関係関係機関)</p> <p>➤ 知事・札幌市長と医療関係団体との意見交換 ・ゴールデンウィークを前に医療を取り巻く状況について意見交換 ・道内の医療体制を守るため、緊急メッセージを发出することを決定</p>
4月27日	<p>➤ 医療従事者からの緊急メッセージを发出 (知事、札幌市長、道医師会会長、札幌市医師会会長、道病院協会理事長、道看護協会会長)</p>
4月30日	<p>➤ 「新しい旅のスタイル」の延長(4/30～5/31)</p>

5月2日	➤ 道内の感染状況、医療提供体制の状況について知事から西村大臣に報告
5月3日	➤ 知事と札幌市長との意見交換 次の事項について認識を一致 ・まん延防止等重点措置を国に要請 ・重点措置の適用前に独自の強い対策を実施 ・非常事態といえる医療の状況について、市民、道民に強いメッセージを发出 ➤ 知事と北海道市長会長、北海道町村会長との意見交換 ・札幌市における厳しい感染状況を踏まえた協力を依頼
5月5日	➤ 「札幌市医療非常事態宣言」を发出 (札幌市長、知事、札幌市医師会会長、道医師会会長ほか医療関係団体) ➤ 感染の再拡大防止に向けた取組の追加(5/5～) ○札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策【追加対策】の実施(5/5～5/11)※飲食店時短は5/6～ ・札幌市内の飲食店に対し、時短(酒類提供19時、営業20時まで)を要請 ➤ 特措法第31条の4第6項に基づく、まん延防止等重点措置の国への要請を実施
5月7日	国が緊急事態宣言の期間延長及び区域を変更(5/12～5/31) 対象区域:東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(5/9～5/31) → 北海道が対象地域に追加 対象区域:北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県
5月8日	➤ 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置の決定(5/9～5/31) ・札幌市内を対象区域に指定 ・飲食店、遊興施設に対し、酒類提供を行わない、時短(営業20時まで)等を要請 ・大規模な集客施設に対し、時短(営業20時まで)を要請 ➤ まん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組の決定(5/9～5/31) ・札幌市を除く全道域に札幌市との不要不急の往来自粛や基本的な感染防止行動の実践を要請

5月13日	札幌市長が国、道に対し緊急事態宣言の発令を求めることを表明 ➤ 知事から西村大臣へ札幌市に限定した緊急事態宣言の発令を要望
5月14日	国が緊急事態宣言の期間延長及び区域を変更(5/16～5/31) → 北海道が対象地域に追加 対象区域:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県 国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(5/16～5/31※一部6/13) 対象区域:群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県、沖縄県
5月15日	➤ 「北海道医療非常事態宣言」を发出 (知事、道市長会長、道町村会長、道医師会会長) ➤ 道の警戒ステージを5に移行(5/16～) ➤ 北海道における緊急事態措置を決定(5/16～31) ・全道に不要不急の外出を控えるよう要請 ＜特定措置区域:札幌市、小樽市、旭川市、石狩振興局管内＞ ・飲食店等に対し、休業(酒類提供飲食店等)・時短(営業20時まで)等を要請 ・大規模な集客施設に対し、時短(営業20時まで)・土日祝日休業を要請 ➤ 「新しい旅のスタイル」の停止を発表 ※停止日(新規予約 5/16～、既存予約 5/18～)
5月21日	国が緊急事態宣言の期間延長及び区域を変更(5/23～5/31※一部6/20) 対象区域:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(5/23～5/31※一部6/13) 対象区域:群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、熊本県
5月24日	➤ 知事と特定措置区域の市町村長との意見交換 ・一層の人流抑制に向けた働きかけの強化、飲食店見回りへの職員の同行、保健所業務への継続的な支援について協力を要請

5月28日	<p>国が緊急事態宣言の期間を延長(6/1～6/20) 対象区域:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県</p> <p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(6/1～6/20※一部6/13) 対象区域:群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、熊本県</p>
	<p>➤ 北海道における緊急事態措置を延長(6/1～20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来道を検討している方へ、来道を極力控えるよう協力を依頼 ・感染予防が徹底されない場合は、イベントの開催の延期又は中止の検討も要請
6月10日	<p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(6/14～6/20) 対象区域:埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県</p>
6月17日	<p>国が緊急事態宣言の期間延長及び区域を変更(6/21～7/11)→北海道は解除 対象区域:沖縄県</p> <p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(6/21～7/11) →北海道が対象地域に追加 対象区域:埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</p>
6月18日	<p>➤ 道の警戒ステージを4に移行、札幌市内はステージ5相当を維持(6/21～)</p> <p>➤ 北海道におけるまん延防止等重点措置の決定(6/21～7/11)</p> <p><措置区域:札幌市内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に対し、時短(酒類提供19時※、営業20時まで)等を要請 ※酒類提供は、人数要件、アクリル板の設置等一定の要件を満たした店舗に限る。 ・大規模な集客施設に対し、時短(20時)等を要請 <p><経過区域:小樽市、旭川市、石狩振興局管内></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に対し、時短(酒類提供20時、営業21時まで)等を要請

6月19日	➤ 道運営のワクチン集団接種会場を開設(ホテルエミシア札幌)
6月20日	<p>➤ 感染者情報の公表見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の公表では、振興局毎の人数や全道の患者の身体状況別人数等を「非公表」なしで公表 ・新たに毎週月曜日に7日間累計の市町村別感染者数を公表 ・国籍、職業、陽性確定日は、感染拡大防止の観点から特に必要がある場合に公表 <p>➤ 北海道における緊急事態措置が終了</p>
7月8日	<p>国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(7/12～8/22) 対象区域:埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府</p>
7月9日	<p>➤ 道の警戒ステージを3に移行(7/12～)</p> <p>➤ 夏の再拡大防止特別対策の決定(7/12～8/22)</p> <p><対象地域:全道域(期間:7/12～8/22)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底 ・感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往来自粛 <p><重点地域:札幌市(期間:7/12～7/25)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等に対し、時短(酒類提供20時、営業21時まで)等を要請 ・イベントの開催について要請・協力依頼(営業21時まで、催物前後の三密・飲食を回避)
7月11日	➤ 北海道におけるまん延防止等重点措置が終了

その後の動き(参考)

7月12日	➤ 夏の再拡大防止特別対策が開始
7月20日	➤ 札幌市を道の警戒ステージ4相当に移行(7/22～) ➤ 夏の再拡大防止特別対策の改訂を決定(適用は7/22～8/22) <対象地域:全道域> ・札幌市との不要不急の往来自粛 <重点地域:札幌市> ・不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等に対し、時短(営業21時まで)等を要請。酒類提供については、一定の要件を満たした店舗は時短(20時まで)とし、要件を満たさない店舗については酒類提供を行わないよう要請 ・公立施設は原則休館 ➤ 特措法第31条の4第6項に基づく、まん延防止等重点措置の国への要請を実施
7月26日	➤ 特措法第31条の4第6項に基づく、まん延防止等重点措置の国への要請を実施
7月30日	国が「まん延防止等重点措置」実施区域等を公示【変更】(8/2～8/31) →北海道が対象地域に追加 対象区域:北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県
7月31日	➤ 道の警戒ステージを4(札幌市内は5相当)へ移行(8/2～) ➤ 北海道におけるまん延防止等重点措置の決定(8/2～8/31) <措置区域:札幌市内> ・不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等に対し、酒類提供を行わない、時短(営業20時まで)等を要請 ・イベントの開催について要請・協力依頼(営業21時まで、催物前後の三密・飲食を回避) <その他市町村> ・札幌市との不要不急の往来自粛
8月2日	➤ 北海道におけるまん延防止等重点措置が開始

GW前後における対策の経緯(詳細)

【まん延防止等重点措置の要請検討の目安】

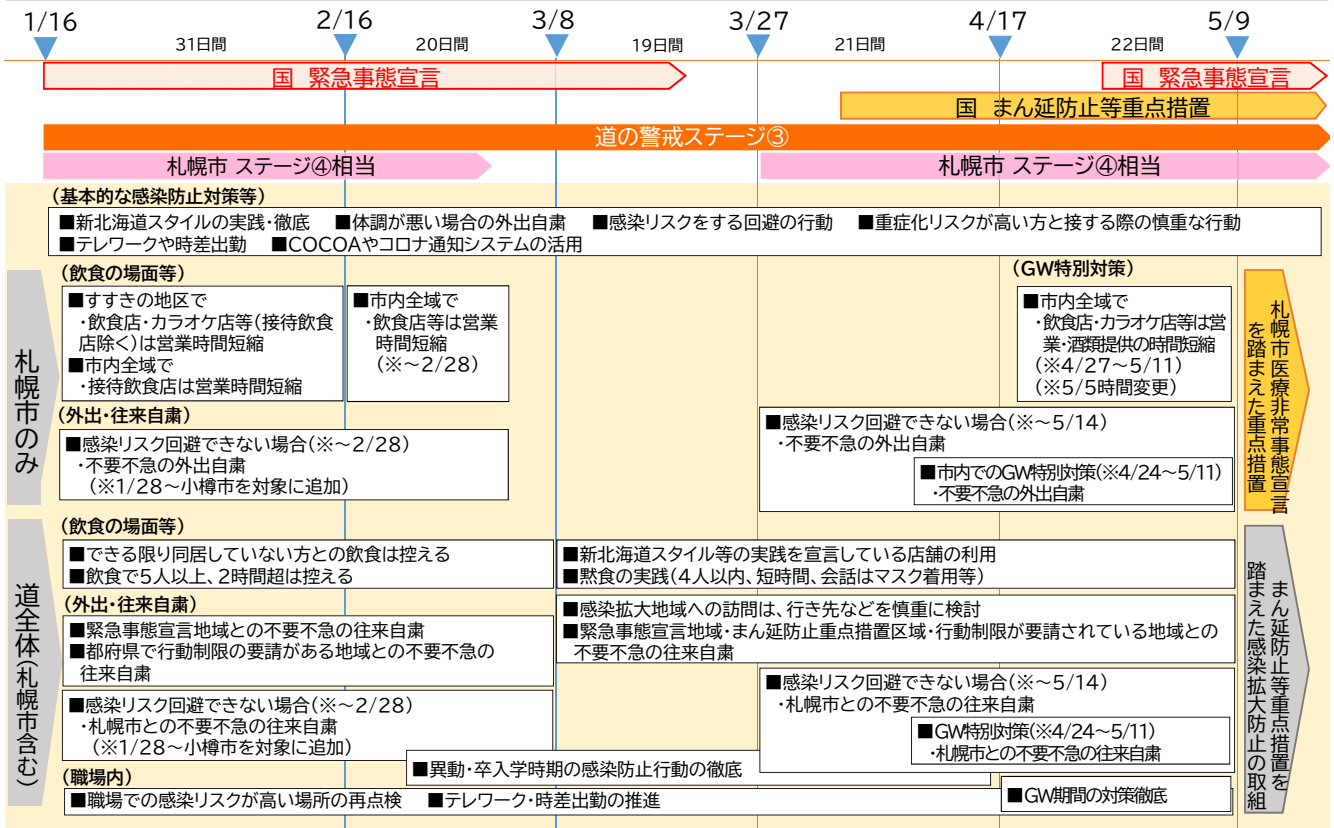
道では、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安(人口10万人あたり15人/週)を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあるときに、まん延防止等重点措置の要請を検討

【検討開始から要請に至るまでの経過】

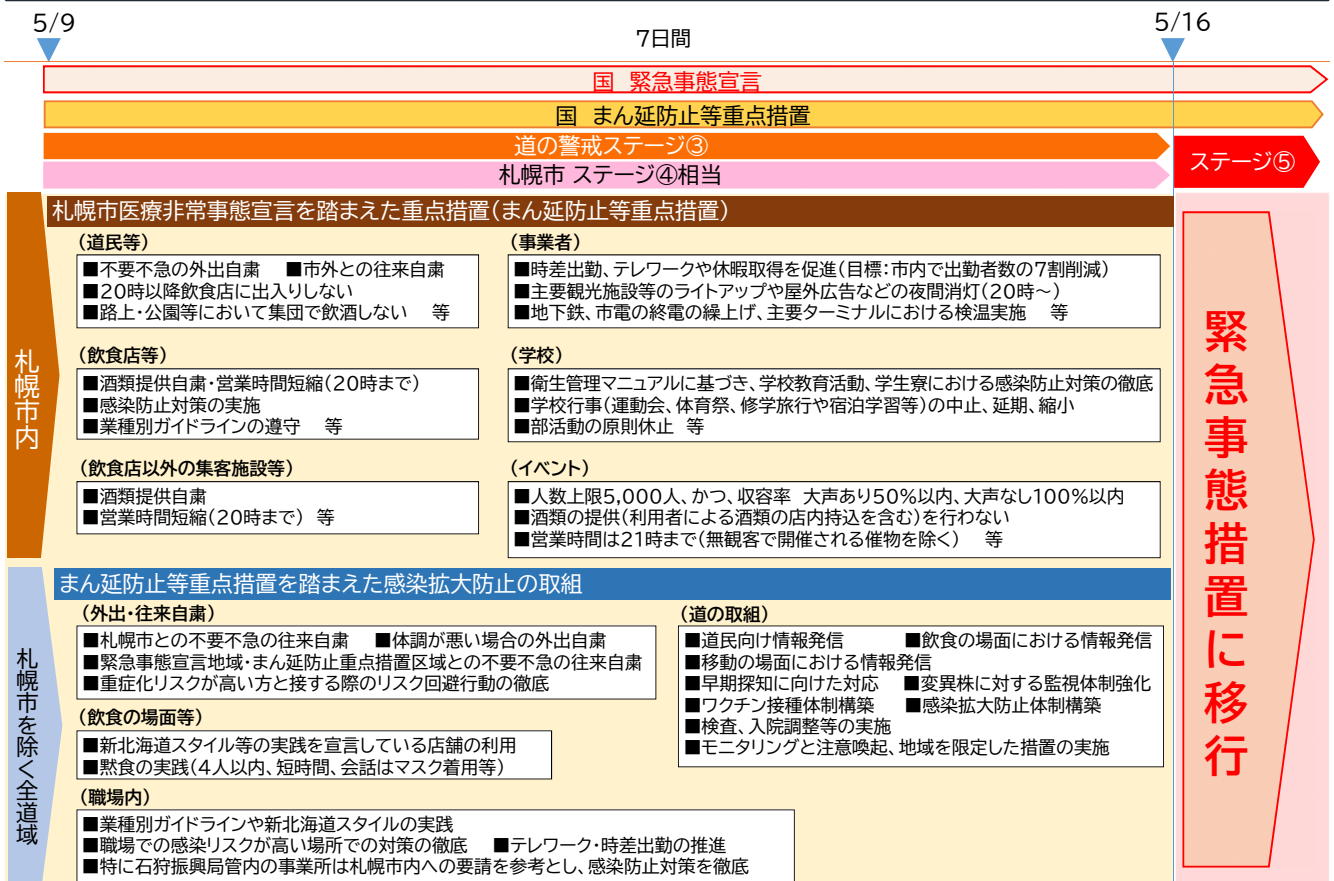
- ・4月23日 道内の感染状況が、要請検討の目安を越えたため、知事から、国への要請に向けた検討を指示。
- ・4月23日 酒類の提供自粛や大規模集客施設の時短など、国の基本的対処方針が大きく変更されたことを踏まえ、重点措置の内容について、同日以降、札幌市と継続的に協議を実施
- ・4月23日 人流を確実に抑えていくため、市内の外出自粛や時短など、独自の強い対策を決定、実施
～ 時短要請の実施状況や人流の動向等を見極めながら、感染状況等について国と情報共有
- ・5月2日 北海道及び札幌市の新規感染者数が過去最多を更新
- ・5月3日 市内の感染が拡大していることから、知事と札幌市長が協議し、まん延防止等重点措置の国への要請、独自措置の強化について認識が一致
- ・5月3日 札幌市長との協議を踏まえ、有識者等に意見を聴取
- ・5月5日 対策本部において、国への要請を決定
- ・5月5日 国へ要請

2. 道の対策

道の対策・警戒ステージの変遷①



道の対策・警戒ステージの変遷②



道の対策・警戒ステージの変遷③

5/16

16日間

6/1 緊急事態措置延長

20日間

6/21

国 緊急事態宣言

国 まん延防止等重点措置

道の警戒ステージ ⑤

ステージ④
札幌市⑤相当

北海道における緊急事態措置

特定措置区域
(石狩管内市町村、小樽市、旭川市)

(道民等)

- 不要不急の外出・移動自粛(特に20時以降)
- 不要不急の都道府県間の移動自粛
- 路上・公園等において集団で飲酒しない
- できる限り同居していない方との飲食は控える
- 来道を検討している方は来道を極力控える(6/1~)等

(飲食店等)

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業
- 酒類を提供しない場合は時短(20時まで)
- 感染防止対策の徹底 ■ 業種別ガイドラインの遵守 等

(大規模な集客施設等)

- 平日の時短(20時まで) ■ 土日、祝日の休業 等

(イベント)

- 人数上限5,000人、かつ、収容率 50%以内
- 感染予防が徹底されない場合、延期又は中止の検討(6/1~)
- 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない
- 営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く) 等

(事業者)

- 時差出勤、テレワークや休暇取得を促進(目標:出勤者の7割削減)
- 主要観光施設等のライトアップや屋外広告などの夜間消灯(20時~)
- 地下鉄、市電の終電の繰上げ、主要ターミナルにおける検温実施 等

(学校)

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策の徹底
- 学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)の中止、延期、縮小
- 部活動は原則休止 ■ 高校では分散登校とオンライン学習の組み合わせ 等

まん延防止等重点措置に移行

措置区域
(特定措置区域以外の市町村)

(道民等)

- 不要不急の外出・移動自粛(特に20時以降)
- 不要不急の都道府県間の移動自粛
- 路上・公園等において集団で飲酒しない
- 黙食の実践(4人以内、短時間、会話はマスク着用等)
- 来道を検討している方は来道を極力控える(6/1~)等

(飲食店等)

- 営業時間短縮(20時まで)
- 酒類提供時間の短縮(19時まで)
- 飲食店営業許可を受けている店舗においてカラオケを利用しない(6/1~)
- 業種別ガイドラインの遵守 等

(イベント)

- 人数上限5,000人かつ収容率 大声あり50%以内、大声なし100%以内
- 感染予防が徹底されない場合、延期又は中止の検討(6/1~)
- 酒類提供19時まで
- 営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く) 等

(事業者)

- 時差出勤、テレワークや休暇取得を促進(目標:出勤者の7割削減)
- 主要観光施設等のライトアップや屋外広告などの夜間消灯 等

(学校)

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策の徹底
- 学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)の中止、延期、縮小
- 部活動は原則休止 等

道の対策・警戒ステージの変遷④

6/21

21日間

7/11

7/22(一部改訂)

国 緊急事態宣言

国 まん延防止等重点措置

道の警戒ステージ④

札幌市 ステージ⑤相当

ステージ③

北海道におけるまん延防止等重点措置

措置区域(札幌市内)

(札幌市民等)

- 不要不急の外出自粛(特に週末の外出)
- 20時以降飲食店に出入りしない
- 路上・公園等において集団で飲酒しない
- できる限り同居していない方との飲食は控える 等

(飲食店等)

- 営業時間短縮(20時まで)
- 酒類提供は一定の要件を満たした場合19時まで
- 感染防止対策の実施
- 業種別ガイドラインの遵守 等

(飲食店以外の集客施設等)

- 感染防止対策が徹底されない場合、酒類提供自粛、カラオケ設備の利用自粛
- 営業時間短縮(20時まで) 等

(事業者)

- テレワークやローテーション勤務の徹底(目標:出勤者数の7割削減)
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務抑制
- 主要観光施設等のライトアップや屋外広告などの夜間消灯(20時~)
- 地下鉄、市電の終電の繰上げ、主要ターミナルにおける検温実施 等

(学校)

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策の徹底
- 学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)の中止、延期、縮小
- 部活動の原則休止 等

(イベント)

- 人数上限5,000人、かつ、収容率 大声あり50%以内、大声なし100%以内
- 感染防止対策が徹底されない場合、酒類提供自粛
- 営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く) 等

夏の再拡大防止特別対策を改訂
夏の再拡大防止特別対策に移行

その他市町村

(道民等)

- 感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・移動自粛
- 札幌市との不要不急の往来自粛
- 黙食の実践(4人以内、短時間、会話はマスク着用等)
- 路上・公園等において集団で飲酒しない

(経過区域の飲食店等)

- 経過区域:札幌市を除く石狩管内市町村、小樽市、旭川市
- 営業時間短縮(21時まで)
 - 酒類提供時間の短縮(20時まで)
 - 感染防止対策の実施 ■ 業種別ガイドラインの遵守
 - 飲食店等において、カラオケ設備の利用自粛 等

(事業者)

- テレワークやローテーション勤務の徹底(目標:出勤者数の7割削減)
- 経過区域では、入場整理など感染防止対策を一層徹底
- 感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備を提供しない 等

(学校)

- 衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策の徹底
- 部活動は活動を厳選し、感染症対策を徹底。これによりがたい場合は休止 等

(イベント)

- 人数上限5,000人又は収容率50%以内(10,000人以内)、かつ、収容率 大声あり50%以内、大声なし100%以内 等

3. 道民への情報発信

知事記者会見(定例・臨時)

■1月6日(水)～7月20日(火) 計26回実施

- ・ デジタルサイネージの活用
- ・ 同時手話通訳
- ・ インターネット上でリアルタイム配信



<デジタルサイネージを活用した記者会見>

■ぶら下がり記者会見 計16回実施(上記期間中)

- ・ 定例記者会見以外の場を活用し機動的に情報発信
- ・ 札幌市長と共同のぶら下がり(2回)による札幌市と連携した対応

SNS(Twitter、Facebook、YouTube)

■1月1日(金)～7月11日(日) SNSを活用し、随時情報発信

- ・ Twitter (フォロワー約9.5万人) : 957回
- ・ Facebook(フォロワー約1.6万人) : 346回
- ・ YouTube(フォロワー約2.1万人) : 28回

■3月～ ワクチンの情報をTwitterで情報発信

■3月～4月 道内在住の18～34歳にむけたSNS広告を実施

道ホームページ

■「新型コロナウイルス感染症に関する情報」特設ページで感染状況等を公表

- ・ 感染状況の公表(毎日)
- ・ 道民の方々への要請内容、対策本部会議の開催状況の掲載
- ・ 普及啓発資料(啓発ポスター、集団感染事例集など)の掲載
- ・ 振興局ごとの注意喚起状況や共同メッセージの掲載
- ・ 集団感染の事例や感染された方の体験談の掲載
- ・ ワクチンの接種状況(毎日)やワクチンの情報の掲載 等

Case1 大人数・長時間の会食

知人同士9名が2軒の店舗をはしご。
マスクをはずしての飲酒やカラオケにより、
6名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✓ 大人数・長時間の会食
- ✓ 長時間の飲酒
- ✓ マスク未着用の会話やカラオケ



➡ 大人数・長時間の会食を避け、会話やカラオケの際はマスクの着用徹底を

■「新北海道スタイル」ホームページで関連データ等を見える化

- ・ 新規感染者数などを毎日更新
- ・ 道内4エリアとその合計の人出の状況を毎日更新(現在は14エリアに拡大)
※4エリア:札幌駅、すすきの駅、小樽駅、旭川駅
- ・ 「新北海道スタイル」の取組事例を紹介

広報紙「ほっかいどう」～道内約250万部発行

■3月号：2月22日(月)～

【特集】コロナと向き合いながら北海道を元気に
・生活環境が変わる季節における感染対策及びワクチン接種に関する情報のほか、テレワークの取組を紹介

■6月号：5月19日(水)～

【特集】コロナを乗り越え、北海道の未来を創る
・ワクチン接種、変異株に関する情報や事業者向け支援金の案内を掲載



道政広報番組「知るほど！なるほど！北海道」

■2月20日(土) 9:25～9:55

・新年度を迎え生活環境が変わる季節における感染対策及びワクチン接種に関する情報やテレワークの取組を紹介



TV・ラジオコマーシャル

■1月 1日(金)～1月10日(日) 道内民放5局 計 77 回放映

・冬の感染対策及び北海道コロナ通知システムの周知

■5月21日(金)～5月22日(土) 道内民放ラジオ局 4社 計22回放送

・緊急事態宣言発令に伴う知事メッセージ(20秒CM)

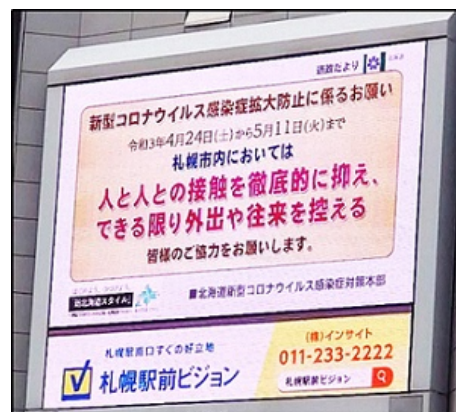
街頭大型ビジョン(札幌市内7箇所)

■1月 1日(金)～

・知事メッセージ動画、CM等を放映し、道民に感染防止行動の徹底等呼びかけ



<知事出演CM>



<大型ビジョンの活用>

民間企業等との連携

- 店内放送による呼びかけやレシートを活用した広報を実施
 - ・店内放送やレシート広報により感染防止行動の徹底等を呼びかけ
 - ・ポスターやチラシの掲示、設置
 - ・自動販売機の電光掲示板を活用した感染防止行動の徹底等の呼びかけ
- 道からの要請内容をお知らせするホームページ用バナーを作成し、道内事業者の方へ掲載を依頼
- 道内プロスポーツチームと連携しスポーツイベントで偏見や差別をなくすよう呼びかける啓発チラシを配布
- 北海道コンサドーレ札幌の協力による偏見や差別をなくすよう呼びかける動画メッセージをYouTubeで配信
- 北海道に縁のある著名人の音声による啓発メッセージを作成、集客施設等での呼びかけを実施
- ヤフーやドミンゴのサイトを活用した情報発信(期間中各2回)



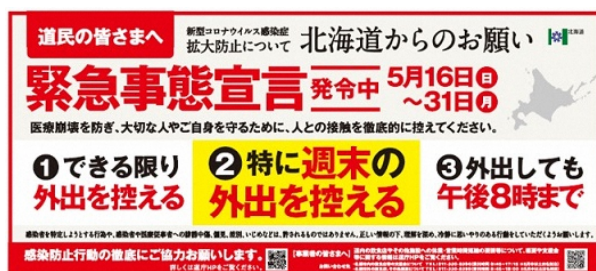
<自動販売機の活用>

新聞広告

- 4月29日(木) 日本経済新聞掲載
 - ・新型コロナウイルス感染症中小企業向け融資のご案内
- 5月9日(木) 道新、朝日、毎日、読売 掲載
 - ・国の一時支援金・道特別支援金のご案内
- 5月22日(土) 主要5紙(道新、朝日、毎日、読売、日経)ほか地方新聞協会加盟11紙 掲載
 - ・緊急事態宣言発令中の外出自粛を呼びかけ
- 5月23日(日)、6月13日(日) 道新、朝日、毎日、読売 掲載
 - ・緊急事態宣言発令中の外出自粛等の呼びかけ、ワクチン接種に関する情報
- 6月24日(木) 日本経済新聞掲載
 - ・道の特別支援金、休業・時短等協力支援金のご案内、感染者等に対する誹謗中傷、偏見、差別、いじめの防止を呼びかけ
- 7月11日(日) 道新、朝日、毎日、読売 掲載
 - ・感染対策徹底の呼びかけ、道特別支援金のご案内



<新聞掲載事例>



<新聞掲載事例>